



連載・下

追悼 台湾政治史の中の

李登輝總統

——一九八八～一九九六年の自由化・民主化改革

台湾に自由と民主主義をもたらした政治の巨人を通して見る現代史。前号は蔣経国時代末期から、第八期總統に就任し、動員戡乱時期を終結させるまでを振り返った。今号は言論や教育の自由化、および總統民選に向けた憲法改正プロセスを成功させた上で、動員戡乱終結の論理的帰結としても、また実態としても、中国との新たな関係設定——「二国論」に向き合うことになった台湾の姿を描く。

台湾・国立政治大学教授

薛化元

せつ かげん 一九九二年国立台湾大学歴史学博士。専門は台湾史。二〇〇八年より現職。一九年からは文学院長も務める。著書（邦訳）に『詳説台湾の歴史 台湾高校歴史教科書』（主編）など。

翻訳・訳注

川島真 東京大学教授・本誌編集委員

一九九六年、台湾初の總統直
接選挙で演説する李登輝氏
（AP時事）

自由化、民主化改革——動員戡乱時期の終結

◆自由化改革と白色テロの終結

「動員戡乱」の終結は、戒厳解除が実現した後の政治自由化の過程における重要な成果だった。また、これに伴って生じた「独立台湾会事件（独台会案）」は、反対派の言論を「叛乱」と見なして実施する取締りを終わらせる上で重要な契機となった。一九九一年五月九日、法務部調査局が台湾独立組織である独立台湾会のメンバー、陳正然、廖偉程、王秀惠、林銀福四名を摘発した。これが「独立台湾会事件（独台会案）」の始まりであった。これによって台湾の反対運動はさらに「懲治叛乱条例」と「刑法第一〇〇条」（*1）の廃止を求める運動を行うことになっていったのだった。

改革要求の圧力に直面した国民党は、こうした要求に応じ、立法院は五月一七日に「懲治叛乱条例」の廃止案を通して。刑法第一〇〇条の廃止についても、その後継続して抗争が行われ、翌九二年五月一日に修正案が立法院を通過した。これによって、それ以後言論が叛乱認定の要件とはならなくなり、台湾の白色テロ時代の、思想、言論、結社が叛乱認定の構成要素となる可能性がある、という法律上の規定は、正式に過去の歴史となったのだった。

教育の自由化もまた、李登輝總統の任期内に進められたことだった。高等学校から改革が始められ、教育部に属する国立編訳館が教科書を定める制度は過去のものとなり、日本の制度に似た、一つの指導要領に基づいて多くの教科書が採用される検定制度の時代に入った。また、民進党政権の時代に地方政府が本土教育を重視した際には、まずその機会を利用して地方政府の教育の権限を増し、次いで台湾を主体とする中学校の「認識台湾」教科書制度（*2）を打ち出したのだった。

◆民主化改革と自由国家としての位置付け

民主化を進めていく上で、前述（「外交」六三号）の大法官による新たな憲法解釈と憲法の増加修正条文の規定により、一九九一年と九二年に相前後して第二期の国民大会代表と立法委員が選出された。これによって、第一段階の民主改革が成し遂げられた。その後も継続された憲法改正の結果として、九四年には省および直轄市の首長民選と、法律的に保障された地方自治制度が確立した。そして、九六年には中華人民共和国からの言葉や武力による威嚇の下で、總統直接選挙に向けての憲法改正プロセスが終了した。ここに至って、台湾の国家元首、国会、そして地方自治について、民意を基礎としつつ、平和的な手段に基づい

た、国内民主改革が完成したのである。これにより、台湾もまた自由国家の一つに列せられるようになった。

自由民主改革と国家の位置付けの変容

ここまで述べてきた台湾の民主改革は、中華民国の台湾化の過程をも進めていくものであった。全ての国家統治体制は、台湾、澎湖、金門、馬祖の空間を範囲としており、そこで「権利を民へと返還」して、「主権在民」を実現するという理想を体现させたのである。

他方、動員戡乱が終結すると、それに伴って中華民国と中華人民共和国との関係にも構造的な変化が生じた。動員戡乱体制の下では、中華民国政府は北京の政府を「叛乱組織」だと位置付けていた。だが、李登輝総統が「動員戡乱時期」を終了させたことにより、一面では中華人民共和国が中国大陆を統治しているという現実を承認せねばならず、他面で中華民国が台湾において存在し続けているというところをも受け止めなければならなかったのである。また、特に自由化、民主化改革を行ってからは、国際社会においてそれにふさわしい地位を要求する権利を台湾が有するようになっていた。そうした意義を考えれば、一九九九年に李登輝総統が提出した「二国論（両国論）」（*3）の

主張は、九一年の憲政改革後の「中華民国在台湾」という国家の位置付けについて、それを明文化したにすぎない、と見ることもできるだろう。

「一つの中国」という枠組みを放棄することにより、李登輝総統はその任期内に当時の台湾の経済力を活用して、積極的に「実務外交（務実外交）」を展開した。それと同時に、国家統一綱領に基づいて、台湾海峡の兩岸において双方が対等の政治実体であることを承認した上で、三通（「通商」「通航」「通郵」）を含む、さらなる交流を展開することを要求したのだった。言葉を換えれば、李登輝総統にとっては、内部の自由化、民主化を果たして「中華民国在台湾」を現出させた上で、中華民国と中華人民共和国政府とを対等の存在とする政治的枠組みの形成を推し進めた、ということなのである。

未完の課題

これまで述べてきたように、李登輝総統はその任期内に国内外からの改革を求める声を追い風にして、平和的な方法によって、世界も注目するような台湾の民主改革を成し遂げた。二〇〇〇年の政党間の政権交代も平和的に進行し、民主改革の枠組みが一層強化された。これもまた李登輝の

任期内の最も重要な政治的な成果でもあった。

しかし、李登輝総統が求めた中華人民共和国との関係構築は順調に進んだわけではなかった。李登輝総統は、中国の内戦を終結させ、台湾海峡兩岸の関係を政治的に対等なものとし、「中華民国在台湾」(*4)という状態を国際的な通常の国家の状態へと導こうと努力したのだった。しかし、中華人民共和国は「二国二制度(一国両制)」に基づいて台湾をその「一つの中国」の下に位置付けようとする方針を堅持し、台湾の国際空間を強力に封殺したため、李登輝総統の試みは順調に進みようがなかったのである。李登輝総統は、一九九九年に「二国論(両国論)」を憲法に位置付ける憲法改正手続きを進めようとしたが、921大地震が発生して、この手続きを進めることができなかった。台湾の外で正常な国家たらしめとする努力が抑え込まれる中で、李登輝総統は離任後に民間と協力しながら、長きにわたって「憲法を制定して正しい名前を用いる運動(制憲正名運動)」を進め、さらなる改革を進めようとした。

国内の問題では、国家の公権力が、二二八事件から白色テロに至る、長期にわたる不当な人権侵害を行ってきた問題について、李登輝総統は任期内において、その受難者が家族への補償に関する立法的措置を相前後して進め、移行

期正義という課題に着手し始めた。しかし、その真相の調査、責任の探求という業務はその任期内には完遂しなかった。二〇一六年、民進党が初めて選挙を通じて行政権と国会における主導権を掌握した後、ようやく立法措置に基づく移行期正義の後続業務が推進されることになったのである。



(*1) 一九三五年に成立した中華民国刑法の第一〇〇条。内乱罪に相当し、白色テロの時期にはこの一〇〇条が適用されて多くの者が犯罪者とされた。

(*2) 中学校社会科に一九九七年に導入された新規の本土化教育科目で、「歴史」「地理」「社会」からなる。陳水扁政権成立後に通常科目内に編入された。

(*3) 一九九九年七月に李登輝が提起した考え方で、兩岸の関係を「国と国との関係」「特殊な国と国との関係」だとした考え方のこと。中華人民共和国は、これを「一つの中国原則」に反するものだと強く反発した。

(*4) 実際に統治の及んでいない中国大陆全体を中華民国の所在地として措定するのではなく、台湾、澎湖、金門、馬祖を統治する存在として中華民国を現実的に位置付けること。